

# 猪苗代町地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年3月3日]

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第1節 火山の概要 磐梯山
1	意見等	構成機関	佐藤委員
		磐梯山の火山の概要が、大昔の表現のままなので、福島県の文章に変更したほうが良い。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第1節 火山の概要 磐梯山
2	意見等	構成機関	長橋委員
		磐梯山1888年噴火の「この噴火は・・・飲み込まれ埋められた」の記述内容が不正確である。磐梯山ハザードマップの「1888年の噴火の概要」記述を参考に全面的に修正する。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化 一般的な噴火の形態の記述，1888年噴火の記述共に不正確である。磐梯山1888年噴火の正しい理解は重要である。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第1節 火山の概要 磐梯山
3	意見等	構成機関	福島地方気象台
		「この噴火は、～」以降の計画分について、協議会策定の避難計画を参考にわかりやすい内容に修正してはどうか。	
	理由等 (検討経過)	「硫気圧」や「ぶち破り」など、現在、使用されていない用語や特異な表現が使用されており、全体的に理解しにくい内容となっているため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第1節 火山の概要 安達太良山
4	意見等	構成機関	長橋委員
		福島県地域防災計画の安達太良山の概要を参考に，安達太良山の概要の記述を追記するのが望ましい。また，安達太良山の沼ノ平火口から酸川を流下した過去の火山泥流について追記する。安達太良山ハザードマップの「火口湖に由来する火山泥流」の記述を参考に，追記するのが良い。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化 猪苗代町は安達太良山山麓にスキー場などのレジャー施設を有することもあり，安達太良山の記述も重要である。安達太良山の沼ノ平火口から酸川を流下した火山泥流が，過去に発生していたことを示すことは猪苗代町にとって防災上重要である。	

# 猪苗代町地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年3月3日]

5	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島地方気象台	
	「火山性ガス」を記載があるのを「火山ガス」に修正してはどうか。		
理由等 (検討経過)	近年では「火山ガス」の方が一般的であり、協議会策定の避難計画でもこの用語が使用されているため。		

6	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島地方気象台	
	「1899年(明治32年)から1900年(同33年)に噴火が発生し1900年の噴火によって72名の死者が発生した。」を「1899年(明治32年)及び1900年(同33年)に噴火が発生し、1900年の噴火では72名の死者が発生した。」に修正してはどうか。		
理由等 (検討経過)	表記の適正化		

7	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	佐藤委員	
	吾妻山の火山の概要で、「大火山」と記載があるのを「火山」とした方が良い。		
理由等 (検討経過)	表現の適正化		

8	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	長橋委員	
	福島県地域防災計画の吾妻山の概要を参考に、吾妻山の概要の記述を追記するのが望ましい。		
理由等 (検討経過)	表現の適正化 磐梯山・安達太良山ほどの記述量でなくても良いが、現状では記述があまりに少ない。		

9	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島地方気象台	
	「1977年には噴火が発生している。」を、「1977年(昭和52年)に噴火が発生している。」に修正。		
理由等 (検討経過)	表記の適正化		

# 猪苗代町地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年3月3日]

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 第2 1 噴火警報等の種類
10	意見等	構成機関	福島地方気象台
		(1) 以降を猪苗代町別紙1のとおり修正する。	
	理由等 (検討経過)	気象庁要領等の改正による。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 第2 2 伝達気象官署
11	意見等	構成機関	福島地方気象台
		「噴火警報等は、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳及び沼沢については仙台管区気象台が、また、那須岳については状況により気象庁地震火山部と仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。」を「噴火警報等は、仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。」に修正する。	
	理由等 (検討経過)	他の項では、燧ヶ岳や沼沢に関する記述がないため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 第3 伝達系統
12	意見等	構成機関	福島地方気象台
		伝達系統図中、福島地方気象台→東北地方整備局福島河川国道事務所、福島地方気象台→北陸地方整備局阿賀川河川事務所、福島地方気象台→福島海上保安部、福島地方気象台→NHK福島放送局放送機関の「◆」を削除し、県（危機管理総室）→市町村、市町村→地域住民登山者観光客に「◆」を追加するとともに、脚注の「※「◆」は、防災情報提供システム（送達報）を用いた情報伝達を示す。」を、「※「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。」に修正する。	
	理由等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法に基づく修正。 防災情報提供システムの更新に伴い、送達報は廃止されるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 第3 伝達系統
13	意見等	構成機関	福島地方気象台
		米沢市への伝達経路を、山形地方気象台からではなく、山形県→米沢市に変更する。	
	理由等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法に基づく修正。 防災情報提供システムの更新に伴い、送達報は廃止されるため。	

# 猪苗代町地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年3月3日]

14	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関		福島地方気象台
		脚注の、「※北陸地方整備局に対しては、新潟地方気象台から防災情報提供システムを用いた情報の伝達あり。」を、「※北陸地方整備局には、新潟地方気象台から伝達。」に修正する。	
理由等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法に基づく修正。 防災情報提供システムの更新に伴い、送達報は廃止されるため。		

15	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関		福島県（災害対策課）、会津若松市
		磐梯山情報連絡系統図に会津坂下町を追加すべき	
理由等 (検討経過)	会津坂下町が火山災害警戒地域に指定されたため。		

16	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関		会津森林管理署
		吾妻山情報連絡系統図について、会津森林管理署の情報伝達が無記載となっている。	
理由等 (検討経過)	記載漏れの指摘		

17	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関		福島県(災害対策課)
		避難場所及び避難経路に関する事項について記載が必要。	
理由等 (検討経過)	活火山法第6条第3項第3号で地域防災計画に記載することが定められているため。		

18	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関		福島地方気象台
		「噴火警戒レベル4が発表された場合」との記載は「噴火警戒レベル4以上が発表された場合」とすべきではないか。	
理由等 (検討経過)	確認（噴火警戒レベルは順を追って引き上げられるとは限らないため）		

# 猪苗代町地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年3月3日]

19	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島地方気象台	
	「噴火警戒レベル4が発表されたとき」との記載は「噴火警戒レベル4以上が発表されたとき」とすべきではないか。		
理由等 (検討経過)	確認（噴火警戒レベルは順を追って引き上げられるとは限らないため）		

20	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島県（災害対策課）	
	災害対策本部の設置基準について避難計画ではレベル4、5で第1非常配備、第2非常配備としているが、地域防災計画ではレベル4で災害対策本部設置としており、違いがある。		
理由等 (検討経過)	避難計画の記載と違いがあるため確認		

21	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島地方気象台	
	レベル2及びレベル3の規制等周知・案内看板設置個所の「下の土湯地域」の記載は、「中津川溪谷地域」ではないか。		
理由等 (検討経過)	避難計画の記載と違いがあるため確認		

22	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島県（災害対策課）	
	特定地域における対応について記載した方が良い。		
理由等 (検討経過)	特定地域は居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがあるため。		